

# お知らせ

## 鹿児島県最低賃金が改正

鹿児島県最低賃金が令和4年10月6日から時間額「853円」に改正されました。この最低賃金は臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。また、特定の産業の労働者と使用者に適用される特定（産業別）最低賃金は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

## お問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室  
☎099・223・8278  
又は、最寄りの労働基準監督署

## 職業訓練受講生を募集

鹿児島県立鹿屋高等技術専門校では「調理加工科(職業実習付)」の訓練受講生を募集します。  
訓練期間 令和4年11月15日(火)～令和5年3月14日(火)  
訓練会場 たからべ森の学校  
曾於市財部町北保5410・1  
受講時間 9:30～16:00まで  
対象者 早期再就職を目指す人  
内容 就職支援、食品栄養学

## がん患者医療用補正具 購入費助成事業について



がんと闘う町民の方が、治療による外見上の変化による精神的負担を軽減するために購入する医療用ウィッグ（全頭用）と胸部補正具の購入費用の一部を助成いたします。購入助成の対象となるものは2種類です。

### 助成対象 交通費、送料、代引き手数料等は対象外

- ① 医療用ウィッグ（全頭用）**
  - 補助率 100%、上限 20,000 円（上限以下の切捨てなし）
  - 医療用の全頭用ウィッグ、頭皮保護用ネット
  - ※部分用ウィッグ、ケア用品は対象外
- ② 胸部補正具**
  - 補助率 100%、上限 10,000 円（上限以下の切捨てなし）
  - 乳房補正パッド、人工乳房、補正下着
  - ※水着用等、日常的に使用しないものや乳房再建手術は対象外

### 助成対象者 以下の条件をすべて満たす方

- 購入時点で住所が錦江町にある方
- がんと診断され、がんの治療を受けた
- 他市町村で同様の購入助成を受けていない
- 購入日が令和4年4月1日以降で、購入日から1年以内の申請であること
- ウィッグまたは胸部補正具についてそれぞれ初めての申請であること（1人につきウィッグ1回と胸部補正具1回を助成）

必要書類や補助の条件等、不明な点については下記までお問い合わせください。

健康保険課 健康増進チーム ☎22-3044

下処理実習、総合調理実習、職場実習など  
受講料 無料（テキスト代などは自己負担）  
定員 15名  
応募期間 令和4年9月12日(日)～10月24日(日)  
応募方法など詳しくは、お問い合わせ下さい。  
☎大隅公共職業安定所  
☎099・482・1265

## 鹿児島県ピンクリボン月間

「ピンクリボン」は、乳がんの早期発見・早期治療の重要性を

伝えるシンボルマークとしてアメリカで使われ始め、その考えに共感した人々によって世界中で使われています。

鹿児島県でも、平成18年から毎年10月を鹿児島県ピンクリボン月間と定め、関係機関・関係団体と協力して乳がんに関する正しい知識の普及啓発を集中的に実施しています。

現在、乳がんにかかる人は年々増加しており、一生のうち日本人女性の約9人に1人が乳がんにかかると言われています。

検診により、早期がんで発見

し、早期に適切な治療を行うことで、より高い確率で治すことができます。

忙しい毎日の中でも、自分の健康を意識し、月に1回は自己検診を心がけ、2年に1回は、乳がん検診を受けましょう。

☎県庁健康増進課  
☎099・286・2721

## 照葉樹の森イベント案内

照葉樹の森では、自然を体感できるウォーキングや登山会のイベントを行います。ぜひご家族やお友達とご参加ください。

## 県民の森イベント案内

県民の森では、親子で楽しめるターゲットボードゴルフ入門

☎080・6417・6518



キャンプやオリジナルエコバッグ作りなどのイベントを行います。ぜひご家族やお友達とご参加ください。

①ターゲットボードゴルフ入門  
キャンプで自然を満喫 10月15日(土)～16日(日) 定員10家族(中学生以上)

②秋の「長尾山」登山を楽しみましょう 10月23日(日) 定員15名(小学5年生以上)

③草木で染めるオリジナルエコバッグ作りに挑戦  
11月5日(土) 定員15名(中学生以上)  
参加費、応募期間など



## 無料法律相談会のご案内

鹿児島県司法書士会では、県民の司法へのアクセス窓口として「南大隅地区司法書士法律相談センター」を設置し、毎週月曜日に司法書士による「無料法律

相談会」を開催しています。お気軽にご利用ください。

名称 南大隅地区司法書士法律相談センター  
所在地 錦江町城元1043番地4(錦江中学校正門向い)  
相談内容 相続・売買・賃貸など土地建物の権利問題、貸金や借金などお金のトラブル、悪徳商法被害、成年後見、その他法律問題に関する相談  
日時 毎週月曜日 午後1時～午後4時



## 子どもSNS相談・通報窓口

県教育委員会では、中学生・高校生等を対象に、悩みの相談やいじめの目撃情報などを、身近なSNSを使って相談・連絡できる窓口を開設しています。

・SNS相談(午後5時～午後9時30分、土日、祝日も受け付けています)身近な人にはなかなか面と向かって言えないよう

な悩みについて、チャット形式で気軽に相談できます。相談の秘密は必ず守ります。

・SNS通報(24時間)いじめに関する情報など、友達のことでも自分のことでも24時間いつでもSOSを伝えることができます。預かったSOSは学校へ届けます。

開設期間 3月31日(金)まで  
登録方法等、詳細については、県教育委員会ホームページをご覧ください。

☎県教育庁高校教育課学校教育生徒指導班  
☎099・286・5532

## 国民健康保険を使用する際は届出が必要 第三者行為による傷病の医療費



交通事故や障害、犬咬み等第三者の行為によって受けた医療費は、原則として加害者が負担することになります。しかし、業務上や通勤災害によるものでなければ国民健康保険を使用して診療を受けることができます。その場合には必ず「第三者行為による傷病届」を健康保険課に提出してください。届け出により加害者に変わり保険者(錦江町)が保険給付割合分の治療費を立て替えて支払い、後日、保険者が立て替えた分を加害者へ請求します。

### 第三者行為による傷病に該当する事例

相手方がある次のようなケガ等で、国民健康保険を使用して治療を受ける場合に届け出が必要です。

- ・交通事故(自転車事故を含む)でケガをしたとき
- ・暴力を受けてケガをしたとき
- ・落下物にあたりケガをしたとき
- ・飲食店での食事が原因で食中毒になったとき

※交通事故の場合で、相手方または被保険者が任意保険(対人賠償保険、人身傷害補償保険等)に加入していれば、必要な書類を保険会社から提出してもらうように依頼ができます。

### 次の場合は国民健康保険が使用できません

- ・雇用者が負担すべきもの、労災対象の事故
- ・犯罪行為や故意の事故
- ・飲酒運転や無免許運転等の法令違反の事故

### ●なぜ届け出が必要なのか?

交通事故等による診療費は、本来、交通事故等が発生させた加害者が負担すべき費用です。国民健康保険の加入者のみなさまに納めていただく保険料が財源となっています。適正に届け出を行っていただくことにより、国民健康保険の健全な財政運営、制度の維持にもつながります。

必要書類を確認の上、下記の届け出先に提出をお願いします。

- 届け出先 健康保険課 ☎22-3041  
住民生活課 ☎25-2511